

四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部改正について

1 改正の趣旨

「四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」は、国が定める「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）」を踏まえ制定しています。

今回、「平成29年の地方からの提案等に対する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定）を受け、国の省令が改正されたことに伴い、本市においても国に準じ、必要な改正を行うものです。

2 改正の概要

（1）代替保育の提供先の緩和

家庭的保育事業では、連携施設（保育所、認定こども園及び幼稚園に限る。）を確保しなければなりません。家庭的保育者が病気などの際に連携施設において保育を提供する「代替保育」に限り、次の①から③いずれの条件も満たす場合、連携先を小規模保育事業者（家庭的保育事業を行う場所において代替保育を提供する場合は、本市が小規模保育事業A型事業者と同等の能力を有すると認める者を含む。）、又は事業所内保育事業者から確保することを可能とします。

- ①代替保育の提供において、保育所、認定こども園及び幼稚園との連携が著しく困難であること。
- ②家庭的保育事業者と代替保育を提供する者との間で、それぞれの役割分担及び責任の所在が明確化されていること。
- ③代替保育を提供する者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

（2）自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置期間を10年に延長

家庭的保育事業においては、乳幼児への食事を事業所内で調理して提供する「自園調理」が原則ですが、家庭的保育者の居宅で保育を提供する家庭的保育事業者については、調理設備の確保が困難な実情を踏まえ、自園調理のため必要な体制を確保するという努力義務を課しつつ、自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置期間を10年に延長します。

（3）食事の外部搬入の容認範囲を拡大

家庭的保育者の居宅で保育を提供する家庭的保育事業者について、保育所等から調理業務を受託し、適切に遂行できる能力を有するとともに、乳幼児の状態に応じた食事の提供及びアレルギー等への配慮に適切に応じることができると本市が認める事業者からの食事の外部搬入を可能とします。

3 改正（案）

条例の改正案につきましては、別紙「四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）新旧対照表」をご参照ください。